

日田市立淡窓図書館資料収集基準

令和2年9月1日

「日田市立淡窓図書館資料収集方針」に基づき、日田市立淡窓図書館（以下、「図書館」という。）の資料の収集にあたっての具体的な基準を以下のとおり定める。

1 共通収集基準

(1) 資料収集方針

資料の収集は、次の各号に定める基準に従い行うものとする。

- ① 図書館に必要な資料（図書、逐次刊行物、その他印刷資料及び非印刷資料）を過不足なく収集する。
- ② リクエスト選書において、市民の資料要求に基づきできうる限り幅広い分野での資料収集を心がける。
ただし、図書館の収集範囲を超えていると思われる以下の資料については、公共図書館間の相互協力システムを利用する。
ア 専門用語のみで構成されているような高度の専門書
イ 絶版資料及び出版より年数が経ち（おおよその目安として5年経過したもの）今後の需要が少ないと思われる資料
ウ 内容は偏向・専門化しており当館においては少数の利用しか見込めない資料
- ③ 政党、派閥、宗教、学説、事故・事件、原告・被告の立場から描かれた図書など、多様な対立する意見のある問題についてはそれぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- ④ 社会的に大きな影響を及ぼした事件や逮捕・起訴・刑が確定した人物の著書等は、利用者に与える影響を考慮し、採否を慎重に検討する。
特に、残酷な事件や人権を侵害する恐れのある資料は十分に検討を行い、社会評価や他公立図書館の所蔵状況も視野に入れて決定する。
- ⑤ 図書館員及び利用者の個人的な関心や好みによって一部の分野を突出させるような収集をしない。
- ⑥ 自費出版、制作の図書は原則としてリクエスト・寄贈によるものとする。ただし、郷土資料の場合はこれに含まない。
- ⑦ 付録付きの資料は、2類地誌の地図、5類家政学の被服型紙等利用に不可欠な資料を除き、内容を厳選して収集する。また、付録は館外貸出可能が原則とする。
- ⑧ 文庫本は利用の多い資料の複本、絶版本の再版、文庫書下ろし等は内容を厳選して収集する。
- ⑨ 寄贈資料については次の場合を除き、寄贈後の扱いを図書館に一任することを確認のうえ受け取る。ただし、郷土資料においては、すべて受け取り、のち所蔵を判断する。
ア 汚破損が激しいもの
イ 雑誌・漫画（ただし、資料として活用できるものは除く。）
ウ 出版されて10年を超えた専門書・事典

- エ 問題集・参考書
- オ レコード
- カ カセットテープ

(2) 収集しない資料

次の資料は、原則として収集しない。

- ① 専門家、研究者、教師が利用するような特定分野に特化した高度な研究書、学術書
- ② 特定の宗教及び政党並びに企業等の宣伝傾向が著しいもの
- ③ 参考書、問題集、ゲーム攻略本等、個人が占有し利用することを目的とする資料
- ④ 付録が館外貸出不可の資料及び書き込み、切り取り等が主目的の資料
- ⑤ 形状・装丁・綴じ方等が特殊で保存性に難があるもの。ただし、必要と判断されるときは収集の対象とする。

2 種類別収集基準

資料の種類別収集は、次の各号に定める基準に従い行うものとする。

(1) 一般書

- ① 平易に書かれた資料を各分野にわたって過不足なく収集する。ただし、利用度が高い分野については、必要に応じ専門的資料も収集する。
- ② 正確で新しい情報を含む図書を収集する。改訂、増補（法令の制定、改廃によるものを含む）に留意する。

(2) 児童図書及び青少年を対象とする図書

- ① 児童及び青少年が読書の楽しみを発見し読書習慣の形成と継続に役立つように、各分野にわたり幅広く収集する。
- ② 内容が正確で、客観的な観点から書かれた資料を収集する。
- ③ 乳幼児、児童、生徒のそれぞれの理解力にふさわしい内容の資料を収集する。
- ④ 各種のデータが最新で出典が明記された資料を収集する。また、改訂版、増補版に留意する。
- ⑤ 使いやすく、調べやすい目次や索引を備え、図、写真、イラストレーション、表、グラフを含み理解しやすい資料を収集する。
- ⑥ 多文化理解を深め、国際感覚を養える資料を収集する。

(3) 郷土資料

日田市全域並びに日田市に隣接する地域及び関係の深い地域にかかる資料のうち、次に該当するものを郷土資料とし網羅的に保存を考慮して原則複本で収集する。

- ① 郷土を主題とした資料（歴史、地誌、温泉、文芸作品等）
- ② 郷土人を主題とした資料（各伝記、人名録等）
- ③ 郷土に所在する公私の施設、機関、団体等にかかる沿革、要覧、規則、名簿、所蔵目録等
- ④ 郷土で行われた行事、催しものに関する資料
- ⑤ 郷土に伝来する芸能、説話、方言、民謡、美術品、文書等に関する資料
- ⑥ 郷土の文化財に関する資料
- ⑦ 著名な郷土在住者及び在職者の著作

- ⑧ 原則として、哲学、芸術、文学等にかかる郷土出身者の著作
- ⑨ 郷土に関する逐次刊行物
- ⑩ 内容が郷土に関係の深い視聴覚資料

(4) 参考図書

- ① 参考図書は辞書、辞典、事典、便覧、統計年鑑、目録、名鑑等を系統的に収集する。
- ② 国語辞典、漢和辞典等利用頻度の高い辞事典類は改訂が行われた場合は買い替える。
- ③ 他参考図書は内容を精査し、10年を目安に定期的買い替を検討する。

(5) 外国語の図書

- ① 参考図書及び外国語で書かれたものは、利用が見込めるものを収集する。
- ② 外国人が母国語あるいは読むことのできる言語で書かれた資料を収集する。

(6) 逐次刊行物

- ① 新聞は国内発刊の一般紙を中心に、英字新聞も必要に応じて収集する。
- ② 雑誌は国内発行の各分野における基本的なものを中心に、分野が偏らないよう収集する。また、児童向けのものを含めて収集する。
- ③ その他の逐次刊行物は、必要に応じて収集する。

(7) 視聴覚資料

- ① 磨耗性の低い、耐久性に優れた媒体に留意し、CD・DVD等を中心に所蔵する。
- ② CD-ROM、DVD-ROM等のデジタル資料、マイクロ資料は図書館において必要と判断される場合のみ所蔵する。
- ③ CDやDVDについては、内容が公序良俗に反せず、かつ視聴の年齢制限などに留意し、公共図書館の所蔵にふさわしいものを収集する。なお、収集対象は館外貸出が可能な資料を収集する。
- ④ 障がい者支援事業用資料（朗読CD等）を積極的に収集する。

(8) 官公庁刊行物

- ① 判例集（裁判所発行）は常に最新の判例に留意する。
- ② 白書等行政関係の報告書、統計書、審議会、委員会等資料は、地域に関する資料以外は最新資料に留意し、市立図書館の所蔵能力の範囲で収集、保管する。
- ③ 研究成果報告書、計画書、広報資料は地域資料に該当するものを主に収集する。

(9) 障がい者用資料

点字図書、録音図書、大活字本等はこれを積極的に収集する。

(10) 電子資料

電子資料については、社会の動向等を考慮し、導入を別途検討する。

(11) その他の資料

古文書等の資料、郷土資料は永年保存とする。場合によっては文化財担当部署と相談のうえ、収蔵、保管方法を検討する。それ以外の資料は資料に応じて収集する。

3 分類別収集基準

資料の分類別収集は、次の各号に定める基準に従い行うものとする。

(1) 一般図書

① 0類（総記）

ア 情報科学の分野は、入門書、基本的な技術書、実用書を収集し、常に最新情報に留意し収集する。

イ ア以外の分野は、所蔵数の過不足に留意し積極的に収集する。

② 1類（哲学）

ア 各分野の基本書、入門書を体系的に収集する。

イ 超心理学、心霊、占い等の分野は内容を吟味し、図書館にふさわしい資料を収集する。

ウ 宗教は特定の宗教・宗派に偏らないよう考慮する。また、宗教・宗派の宣伝傾向が著しいものは収集しない。

③ 2類（歴史）

ア 歴史、伝記は特定の歴史観や人物に偏らないよう幅広く過不足なく収集する。

イ 地誌、紀行は最新の情報に留意するほか、歴史的観点から古い資料の保存にも努める。

ウ 旅行ガイドブックは定期的に最新のものに更新する。

④ 3類（社会科学）

ア 様々な学説、主張・立場、政党など、多様な観点から偏りなく幅広い収集に努める。

イ 法律、経済、税金、年金、介護、教育、冠婚葬祭など、日常生活・社会活動に必要な実用書は、最新の資料を収集する。

⑤ 4類（自然科学）

ア 各分野の基本書・入門書を中心に収集し、最新の情報を提供できるように努める。

イ 各分野において、利用者が求める専門書も収集するが、研究職などの専門家が使用する高度な専門書は原則として収集しない。

ウ 医学分野は利用者の関心が高い分野であり、最新の情報を提供できるように努める。

⑥ 5類（技術）

ア 各分野の基本書・入門書を中心に収集し、最新の情報を提供できるように努める。

イ 各分野において、利用者が求める専門書も収集するが、研究職などの専門家が使用する高度な専門書は原則として収集しない。

⑦ 6類（産業）

ア 各分野の基本書・入門書を中心に収集し、最新の情報を提供できるように努める。

イ 各分野において、利用者が求める専門書も収集するが、研究職などの専門家が使用する高度な専門書は原則として収集しない。

⑧ 7類（芸術）

ア 鑑賞・評価・研究と創作・実技の両面にわたり幅広く収集する。ただし、楽譜のみの資料は収集しない。

イ 全集（美術集、画集、写真集）は体系だったものを収集し、新版ができれば更新する。単行本の美術書、画集、写真集については内容を厳選し、偏った収集にならないよう留意する。

ウ 芸能人、タレントに関する分野の図書は内容を厳選して慎重に収集する。

エ 漫画分野の本は、コミックスは原則収集しない。ただし、社会的評価の高いもの、利用者の関心が高いものなど必要に応じて収集する。

⑨ 8類（言語）

- ア 日本語をはじめ、主要な言語の基本書、入門書、会話、筆記に関する図書を収集する。
- イ 各言語検定の問題集は収集しない。

⑩ 9類（文学）

- ア 著者、思想、主張に偏らず、豊富な資料を幅広く収集する。
- イ 国内外を問わず、評価の定まった作品は網羅的に収集する。
- ウ 著名な文学者、作品については研究書・評論も収集する。

- (2) 市民の要求によって図書館の資料が収集されることを市民一般に周知するため、収集基準は公開する。
- (3) 図書館が受け入れた資料のうち、各分野の貴重な資料及び蔵書構成上不可欠と思われる資料は永年保存とし、その他の資料については必要に応じて保存する。なお、資料の保存・除籍についての基準は、別に定める。
- (4) この収集基準に定めるもののほか、資料の収集に関して必要な事項は図書館長が定める。

附 則

この資料収集基準は、令和2年9月1日から施行する。